

来年4月から

水道料金を改定

下水道使用料も統一します

進む老朽化

炊事、洗濯、風呂など、普段何気なく使っている水。けれども、もし、水が出なくなると大変なことになります。このように、水は、私たちの生活に欠かすことができないものです。

この水を皆さんが、毎日安心して使うことができ、そして、蛇口まで安定して届けるためには、水道管や水道施設を適切に維持管理する必要があります。市は計画的に水道施設の整備や老朽管の改修を行っています。

しかし、現在、市内に敷設している水道管のうち、今後10年間で、敷設後40年が経過する老朽管は363kmも

あり、その後もさらに老朽管が増えていくことから、順次整備をしていかなければなりません。

そこで市は、これらを計画的に行うため、平成21年度からの10年間に、75億円を投じて、老朽管の更新や水道施設の耐震化対策などを行う整備計画を作成しました。

健全な運営

市長から、今後の水道事業および下水道事業の健全な運営管理方法などの諮問を受けた、岩見沢市上下水道事業運営審議会は、今年4月から、様々な角度からの検討を行なってきました。

そして、7月、事業の健全な運営



1か月の

新しい水道料金

家事用

平成 21 年 3 月まで

	岩見沢地区 (税別)	北村地区 (税込)	栗沢町地区 (税込)
基本水量と 料 金	7 m ³ 700 円	8 m ³ 1,680 円	9 m ³ 1,701 円
1 m ³ につき 超過使用料	150 円	262 円	210 円



平成 21 年 4 月から

基 本		基本水量を超える 1 m ³ につき税別超過料金
水 量	税別料金	
7 m ³	840 円	180 円



家事用以外

平成 21 年 3 月まで

基本水量と料金	岩見沢地区 (税別)			北村地区 (税込)							栗沢町地区 (税込)					
	業務用	浴場用	臨時用	業務用	営業用	農業用	工業用	大 衆 浴場用	育苗用	臨時用	営業用	事 務 所 用	農 畜 産 業 用	工場用	浴場用	臨時用
	10 m ³	100 m ³	5 m ³	8 m ³	10 m ³	10 m ³	100 m ³	100 m ³			9 m ³	9 m ³	30 m ³	30 m ³	30 m ³	9 m ³
	1,250 円	6,000 円	2,400 円	2,016 円	2,940 円	1,680 円	18,900 円	14,700 円			1,911 円	1,827 円	2,604 円	2,604 円	2,079 円	2,625 円
1 m ³ につき 超過料金	205 円	60 円	360 円	262 円	241 円	236 円	252 円	236 円	1 m ³ に つき 262 円	1 m ³ に つき 630 円	210 円	210 円	157 円	157 円	73 円	262 円

■の用途は、4月から業務用へ。

平成 21 年 4 月から

用 途	基 本		基本水量を超える 1 m ³ につき税別超過料金
	水 量	税別料金	
業務用	10 m ³	1,500 円	246 円
浴場用	100 m ³	7,200 円	72 円
臨時用	5 m ³	2,880 円	432 円



のためには、送・配水管整備および事業統合等に向けた整備計画の実施が不可欠として、「整備計画の着実な執行には現行水道料金の改定に裏打ちされるところが大であるとの認識に基づき、使用者の負担なくしては成立し得ないものであることか

ら、早期の料金改定が必要である」との答申を行いました。
この答申を受け、市はその整備に必要な費用を確保するため、将来の水道事業の財政収支の見通しを推計した結果、次世代を担う子どもたち

にも、料金改定を含めた収益が必要との結論に至り、昭和55年度以来、28年ぶりに水道料金の改定を行うこととしました。
また、この改定に併せて、これまで岩見沢、北村、栗沢で統一されていなかった下水道使用料も、現在の

岩見沢地区の使用料に統一します。
料金改定
市は料金改定に向け、市内10か所で市民説明会を行いました。この説明会で、水道・下水道事業、とりわ

1か月の

新しい下水道使用料

家事用

現在の岩見沢地区に統一

平成21年3月まで

	北村地区(税込)	栗沢町地区(税込)
基本水量と使用料	8 m ³ 1,176 円	9 m ³ 1,285 円
1 m ³ につき超過使用料	147 円	142 円



平成21年4月から

基本水量	税別使用料	基本水量を超える1 m ³ につき税別超過使用料
7 m ³	964 円	8 ~ 20 m ³ 169 円 21 m ³ ~ 213 円

家事用以外

平成21年3月まで

	北村地区(税込)			栗沢町地区(税込)	
	業務用	営業用	大衆浴場用	営業用・事務所用	浴場用
基本水量と使用料	8 m ³ 2,184 円	10 m ³ 2,730 円	100 m ³ 27,300 円	9 m ³ 1,285 円	1 m ³ につき 26 円
1 m ³ につき超過使用料	189 円	189 円	273 円	142 円	

■の用途は、4月から業務用へ。

平成21年4月から

用途	基本		基本水量を超える1 m ³ につき税別超過使用料
	水量	税別使用料	
業務用	10 m ³	1,828 円	11 ~ 50 m ³ 245 円 51 m ³ ~ 321 円
浴場用	100 m ³	2,000 円	20 円
臨時用	5 m ³	1,375 円	275 円

◆ 毎日蛇口からあたりまえのように
◆ 下水道事業の、老朽管の適切な更新と災害に強い水道づくりを重点目標に掲げた整備計画の考え方、並びに、料金改定の必要性を説明し、理解を求めてきました。
◆ そして、9月に行われた市議会に水道料金・下水道使用料の改定を提案し、議決されました。

出る水。されど、暮らしていく上で、とても大切な水。
この水の安定した供給を将来にわたって続けるためには、水道施設の適正な維持管理と、適切な施設更新を行なっていくかなければなりません。
皆さんが、快適に暮らすことができるよう、また、かけがえのない財産である水道施設をこれからも安全

問合せ先 市水道部業務課

で安心して使い続けられるよう、市はこれからも計画的な水道施設の整備を進めていきます。
料金改定は、来年の4月から行います。市民の皆さんには、負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。

改定前

岩見沢地区 4,426 円

水道料金 1,995 円
下水道使用料 2,431 円

北村地区 5,719 円

水道料金 3,514 円
下水道使用料 2,205 円

栗沢町地区 5,098 円

水道料金 2,961 円
下水道使用料 2,137 円

家庭で、1か月に15 m³使用した場合
このように変わります

改定後

合計 4,825 円

水道料金 2,394 円
下水道使用料 2,431 円

- 岩見沢地区
水道、下水道で399円の増
- 北村地区
水道、下水道で894円の減
- 栗沢町地区
水道、下水道で273円の減